

参議院法制局職員採用総合職試験 過去の出題例

※試験の際には、主要法令を収録した法令集を備え置くとともに、当該法令集に収録されていない関係法律については必要に応じ参考条文を添付。

【憲法】

○出題例 1

我が国において、アルコール飲料は、古来より祝祭や会食など多くの場面で飲まれており、生活・文化の一部として親しまれてきている。一方で、飲酒は、生活習慣病をはじめとする様々な身体疾患や鬱病等の健康障害のリスク要因となり得るとされている。

平成12年の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（第1次）の報告書では、肝疾患、脳卒中、がん等の多くの疾患がアルコールと関連しており、長期にわたる多量の飲酒は、アルコールへの依存を形成し、本人の精神的・身体的健康を損なうとされており、平成28年に策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」では、多量に飲酒している者の割合は、男女とも改善していないとされている。

また、未成年者の飲酒については、上記「健康日本21」の報告書では、飲酒する未成年者自身の現在の健康問題だけでなく、将来にわたっての影響が大きく、未成年者の飲酒を防止するための地域、学校などにおけるアルコール関連問題に関する環境整備など多くの働き掛けを行うことが必要であるとされていることに加え、上記「アルコール健康障害対策推進基本計画」でも、未成年の飲酒は、未成年者飲酒禁止法で禁止されているにもかかわらず、ゼロにはなっておらず、かつ、未成年者の飲酒による脳の萎縮や第二次性徴の遅れ、アルコール依存症のリスクの高まりなどの心身の発育への影響が指摘されており、健全な心身の育成を図るため、未成年者の飲酒をゼロとすることが求められるとされている。

こうした不適切な飲酒の影響による心身の健康障害の防止を図るため、次のような内容の法律案の立案を依頼されたと仮定し、このような法律案に含まれる憲法上の問題点について、問題となり得る条文を挙げた上で、論ぜよ。

- (1) 酒類に係るテレビ広告においては、現に人が飲酒している様子を一切描写してはならないこととし、これに違反した者については30万円以下の罰金に処することとする。
- (2) 次に掲げる場所に酒類に係る屋外広告物（※）を設置してはならないこととし、これに違反した者については30万円以下の罰金に処することとする。
 - ① 小学校・中学校・高等学校・大学の敷地の周囲100メートル以内の場所
 - ② ①のほか、多数の未成年者が利用する可能性が高い公共施設の敷地の周囲100メートル以内の場所

※ 屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

○出題例 2

〔参考資料〕のグラフは、総務省が公表している国政選挙の投票率の推移を示したものであるが、平成26年に行われた第47回衆議院議員総選挙では52.66%、平成28年に行われた第24回参議院議員通常選挙では54.70%と、投票率が低い水準にとどまっている。

そこで、国政選挙の投票率を向上させるため、【案1】～【案3】のような内容の法律案の立案を依頼されたと仮定する。

【案1】

- ① 選挙人に対して、衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることを義務付けることとする。
- ② ①に違反した場合の制裁措置は、定めないこととする。

【案2】

- ① 選挙人に対して、衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることを義務付けることとする。
- ② 選挙人が正当な理由なく衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしなかった場合、2,000円以下の過料に処することとする。

【案3】

- ① 選挙人に対して、衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることを義務付けることとする。
- ② 連続して3回、正当な理由なく衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をしなかった者については、その投票をしなかった最後の選挙の日から3年間に限り、衆議院議員及び参議院議員の選挙の選挙権及び被選挙権を剥奪することとする。

【案1】～【案3】のいずれの案についても、選挙人が選挙において白票を投じることは可能であることを前提とする。

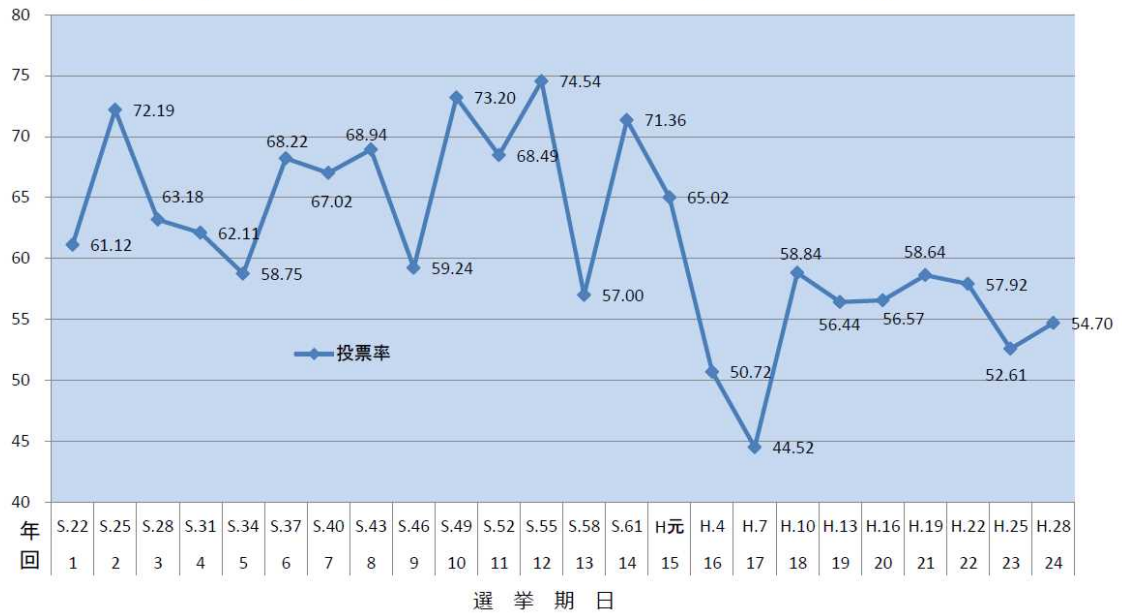
以上を踏まえて、【案1】～【案3】のそれぞれの憲法上の問題点について論ぜよ。

[参考資料]

% 衆議院議員総選挙（大選挙区・中選挙区・小選挙区）における投票率の推移



% 参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移



出典：「国政選挙における投票率の推移」（総務省）

(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/)

○出題例 3

A市の市議会は、市民に信頼される清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、次のような内容のA市政治倫理条例案を可決した。

- ① 市長又は市議会議員の配偶者又は2親等内の親族が経営する企業（以下「関係企業」という。）は、地方自治法第92条の2及び第142条の規定の趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約を締結してはならない。ただし、災害等特別な理由があるときは、この限りでない。
- ※ 関係企業が市の工事等の請負契約を締結したとしても、罰則等の制裁はない。
- ② 市長又は市議会議員は、その関係企業が①に違反して市の工事等の請負契約を締結した場合又は締結しようとする場合には、当該関係企業の請負契約の辞退届を市議会議員長に提出するよう努めなければならない。
- ③ 市議会議員長は、市長又は市議会議員が②に違反したと認めるときは、②の遵守を求める決議又は辞職勧告決議を市議会に諮ることができる。

A市政治倫理条例の憲法上の問題について、参考条文の趣旨を踏まえ、関係企業が市長の関係企業である場合と市議会議員の関係企業である場合とを比較しつつ、論ぜよ。

【参考条文】

○ 地方自治法（抄）

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～四 〔略〕

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六～十五 〔略〕

② 〔略〕

第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二…〔略〕…の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは…〔略〕…議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

②～④ 〔略〕

第四百二十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第四百二十三条 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは…〔略〕…当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

②～④ 〔略〕

【行政法】

○出題例 1

Xは、A法により特別地域に指定された区域に甲土地を所有しており、甲土地に高さ5メートルの建物を建築することを考えているが、A法では、当該特別地域内に建物を建築しようとするときは、あらかじめY大臣の許可を受けなければならないこととされており、さらに、当該許可の権限はY大臣からY省の地方事務所に委任されていた。そこで、Xがその区域を所管するY省の地方事務所長に対して当該許可の申請をしたところ、当該地方事務所長は、これを不許可とした。

しかし、Xの調べたところによると、当該許可の運用については、Y省がY省の地方事務所宛てに通達を發出しており、これによれば、当該特別地域では、高さ15メートル以下の建物の建築は、工法上の要件に合致する限り、許可すべきものとされていて、Xが建築しようとしている建物も、この要件を全て満たしていた。また、実際にも、当該特別地域内の甲土地周辺では、Xと同様の建物の建築は、全て許可されていることが分かった。

そこで、Xは、上記の不許可処分は違法であると主張して、当該不許可処分の取消訴訟を提起することを考えている。

以上を前提として、次の(1)及び(2)の問いについて、検討せよ。

(1) 通達の意義及び法的性質について説明せよ。

(2) 上記の事案においてXが当該不許可処分の取消訴訟を提起した場合に、Xの主張は認められるか、論ぜよ。

○出題例 2

(1) 行政行為の職権取消しと撤回との違いについて説明せよ。

(2) Xは、A県において公衆浴場を営業するため、A県知事に対して公衆浴場法第2条第1項に基づく公衆浴場業の許可を申請した上で、公衆浴場を建設し、同項の許可を受けた。また、当該許可には同法第2条第4項に基づく条件も付されなかった。

ところが、Xは、当該許可を受けてから3年以上が経過したにもかかわらず、当該公衆浴場の営業を開始することなく、これを放置している。

A県知事が事情を聴取したところ、Xは、いずれは当該公衆浴場を営業したいと思っていると話したものの、3年以上にわたり当該公衆浴場の営業を開始していない理由や当該公衆浴場の営業を開始するに当たっての今後の具体的な計画については、何ら合理的な説明をしなかった。

A県知事は、Xが長期間にわたり当該公衆浴場の営業を開始せずにこれを放置

していることが、他の事業者が当該公衆浴場の周辺地域において公衆浴場を開業するに当たっての妨げとなるため、Xに対する公衆浴場業の許可を取り消すことを検討している。

この事案における行政法上の問題点について、参考条文を踏まえて論ぜよ。

〔参考条文〕

○ 公衆浴場法（抄）

第一条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2 〔略〕

第二条 業として公衆浴場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で、これを定める。

4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。

第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 〔略〕

第七条 都道府県知事は、営業者が、第二条第四項の規定により附した条件又は第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 〔略〕

○ A県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（抄）
（設置場所の配置の基準）

第二条 公衆浴場法第二条第三項の規定による条例で定める設置の場所の配置の基準は、温湯等を使用し、男女各一浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの（以下「普通公衆浴場」という。）の設置場所が、既設の普通公衆浴場と三百メートル以上の距離（浴場本屋の四壁中最近の部分間でこれを測定する。）を保たなければならないこととする。

○ 出題例 3

A市は、人口減少や財政難などを理由にB小学校を廃校することとし、「公の施設」の廃止は条例によることと規定している地方自治法の規定に基づき、B小学校を廃校する条例を制定した。

B小学校に通っていた3年生の児童の保護者Xは、「今後もB小学校に子どもを通わせたい。B小学校の廃校を取り消したい。」として、B小学校を廃校する条例の取消訴訟を提起しようと考えている。次の二つの場合について、それぞれ、B小学校を廃校する条例がXによる取消訴訟の対象となるか、参考条文を踏まえ、検討しなさい。なお、Xによる取消訴訟は、行政事件訴訟法第14条に定める出訴期間内に提起されるものとする。

① B小学校以外の小学校は、いずれも、Xの子どもの自宅から相当遠距離にあり、

かつ、その通学路に非常に危険な道路がある。

- ② A市は、特色ある教育（例えば、地域の自然環境や地域の教育力を生かした教育の推進、スポーツクラブの設置による体力作りの推進など）を実施する小学校を「特認小学校」として指定し、その通学区域（※1）内の児童を無条件で受け入れるとともに、その通学区域外の児童については、「学校選択制」（※2）を導入し、通学区域外の児童の受入れ枠を設定した上で、当該受入れ枠を超える入学の申込みがあった場合には、抽選で受け入れる児童を決定していた。B小学校はこの「特認小学校」に該当しており、Xは、B小学校の特色ある教育に魅力を感じたため、「学校選択制」を利用し、通学区域外からB小学校に子どもを通わせていた。

※1 市町村教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき就学すべき学校を指定する際には、あらかじめ各学校に通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定することが一般的である。

※2 「学校選択制」とは、市町村教育委員会が、学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき就学すべき学校を指定する際に、あらかじめ保護者の意見を聴取して指定を行うものである。

【注】 問題文及び参考条文は、義務教育学校（小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校をいう。）制度が導入される前の状態におけるものとする。

【参考条文】

○ 学校教育法施行令（抄）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者〔※〕…〔略〕…について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校…〔略〕…が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 〔略〕

※ 「就学予定者」とは、翌学年の初めから小学校又は中学校に就学させるべき者をいう。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項…〔略〕…の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

○ 学校教育法施行規則（抄）

第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第二項…〔略〕…の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に關し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第二項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第八条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第三十三条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手續に關し必要な事項を定め、公表するものとする。

【民法】

○出題例 1

<第 1 問>

大学時代からの友人である A、B、C の 3 人は、在学中は同じサークルに所属し、農業や釣りなどを楽しんでいたが、現在は東京都内でそれぞれ一人暮らしをしながら会社員として働いている。

30 歳となった 3 人は、各人の貯蓄が 300 万円以上となったことから、資金を出し合って郊外で週末に農業などを楽しむことのできる拠点を作ることとした。そこで、3 人は、それぞれ 100 万円を負担して宿泊用に古民家である甲建物を 300 万円で購入し、持分 3 分の 1 ずつの割合で共有することとした。

以上を前提として、次の (1) 及び (2) の問いについて、現行民法の関係する条文を挙げた上で、検討せよ。なお、(1) 及び (2) は、それぞれ独立した問いとする。

- (1) 甲建物が雨漏りし始めたため、C は、甲建物の修理を行おうとしている。C は、A 及び B の了解を得ないまま、修理を行うことができるか。
- (2) C は、甲建物の 1 階の和室 3 室の壁を取り払って広いリビングダイニングとするリフォームを行おうとしている。
 - ① リフォームに反対する A 及び B は、どのような手段を講じることができるか。
 - ② A、B、C の 3 人は、リフォームをするかどうかについて何度も協議したが、結論は出ず、3 人の関係性も悪化してしまった。A 及び B は、C の持分相当の金銭を C に支払うことにより C との共有関係を解消し、甲建物（時価 300 万円）を A 及び B の 2 人の共有とすることができるか。なお、A 及び B は、2 人だけで甲建物を共有したいと考えているが、C は、引き続き甲建物を共有できないのであれば、A 及び B の 2 人だけが甲建物を共有することは許せないとして、甲建物を競売に付して、3 人それぞれの持分の割合に応じて売却代金を分割することを求めている。

<第 2 問>

平成 30 年 3 月 22 日、X は、乙土地を競売により取得した。X は、年度末で仕事が忙しかったため、入札前に、現地に行って物件を確認したり、弁護士等の専門家に依頼して権利関係を調査したりはしなかった。

平成 30 年 4 月 8 日、仕事が落ち着いたため X が乙土地へ赴いたところ、乙土地上には丙建物が存在していた（なお、丙建物は、乙土地の利用権原を伴わない建物である。）。登記簿によれば、丙建物は Y の父 D の所有であったが、D が平成 28 年 5 月 4 日に死亡したため、Y が相続により取得し、同年 12 月 2 日に相続登記がされていた。現在も登記簿上、丙建物は Y 所有名義となっている。

そこで、X は、Y に対し、土地所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟を提起

した。ところが、Yは、丙建物をEに代金450万円で平成28年5月17日に売り渡したものの、Eへの所有権移転登記はされていなかったことが明らかとなった。

Xの請求は認められるか。Yの反論も考慮しつつ、論ぜよ。

○出題例2

Aは、X社の経理部長であり、X社が所有する不動産及び動産の管理を担当していた。また、X社は、その所有する不動産について売買契約等の取引を行う際には、当該取引ごとにX社の経理部長に代理権を授与することとしていた。

以上を前提として、次の(1)及び(2)について、現行民法の関係する条文を挙げた上で、検討せよ。なお、(1)及び(2)は、それぞれ独立した問いとする。

(1) X社は、その所有するマンションをY社に売却するに当たり、Aに代理権を与えたところ、Aは、その売却代金の一部を着服する意思の下、X社の名においてY社との間で当該マンションについての売買契約を締結した。

Y社は、X社の代理人であるAを通じてX社と数多くの取引を行っており、いずれの取引においてもトラブルが発生したことはなかった。また、当該売買契約の内容やこれを締結するに当たってのAの様子についても、従来の取引と異なるところはなかった。

後日、Aは、Y社から支払われた当該マンションの代金の一部をX社に引き渡さずに着服した。

この場合において、Y社は、X社に対し、当該マンションの明渡しを求めることができるか。

(2) X社は、その所有する甲土地をY社に売却するに当たり、Aに代理権を与えたところ、Aは、X社に無断でY社の代理人にもなり、双方の代理人として甲土地についての売買契約を締結した。なお、Y社は、AがX社の代理人にもなり当該売買契約を締結することについて、あらかじめ許諾していた。当該売買契約の締結後、AがY社の代理人にもなっていたことを知ったX社は、当該売買契約を追認したが、そのことを理由にAをX社の経理部長から解任した。

ところが、Aは、引き続きX社の経理部長と称して、X社の名においてZ社との間でX社が所有する乙土地についての売買契約を締結した。なお、Z社は、長年にわたりX社の代理人であるAを通じてX社と不動産の取引を行っていたが、X社がその所有する不動産の取引を行う際には当該取引ごとにX社の経理部長に代理権を授与することとしていたことを知らされておらず、Aは経理部長であることから不動産の取引についての包括的な代理権を有すると考えていた。

Z社は、乙土地についての売買契約を締結する前に、Aが甲土地についての売買契約の締結に当たりX社に無断でY社の代理人にもなったことを理由に経理部

長を解任されたとのうわさを聞いていたが、長年の付き合いがあるX社に対して、その真偽を直接確認することははばかられた。そこで、Z社は、甲土地の登記を確認することを思い付き、これを確認したところ、甲土地の登記はX社からY社に移転されていた。このことから、Z社は、甲土地についての売買契約は有効に成立しており、Aが経理部長を解任されたとのうわさについても真実ではないと思ひ、乙土地についての売買契約を締結するに当たり、Aが経理部長であるか否かについてX社に確認しなかった。

後日、Z社は、当該売買契約に基づき、X社に対し、乙土地の代金を支払った。

この場合において、Z社は、X社に対し、乙土地の明渡しを求めることができるか。

○出題例 3

甲土地は、もともとAが所有していた。1980年3月、Aは、甲土地をXに売却し、Xは、甲土地を同月から占有し続けてきたが、所有権移転登記手続は行われていなかった。

以上の事実を踏まえ、以下の(1)及び(2)の問いに答えなさい。なお、(1)及び(2)はそれぞれ独立した問いとする。

(1) Aは、1997年1月、甲土地をYに売却し、所有権移転登記手続を行った。Xは、この事実を知らないまま、占有を継続している。

2003年3月現在、XのYに対する甲土地の所有権の主張は認められるか。

(2) Aは、2004年1月、甲土地につき、Yに対し、乙抵当権を設定し、その旨の抵当権設定登記が行われた。しかし、Xは、この事実を知らないまま、占有を継続している。

Yは、甲土地につき乙抵当権の実行としての競売を申し立て、2015年9月、競売開始決定がされた。

2016年3月現在、XのYに対する乙抵当権の負担のない甲土地の所有権の主張は認められるか。